

整理番号：9-2

提言題名：公文書管理条例の制定について

【提言の要旨】

① 行政文書決裁、決裁後の改ざんや隠蔽、恣意的な廃棄を防ぎ、公文書のプロセス検証、成果確認などが担保されるためにも、公文書管理条例の制定が必要かと存じます。

② 何が公文書に当たるのかのガイドラインを公表することが、地域社会、市民からの信頼性と公平性を確認・確保することと期待します。

③ 自治体運営の中で、コンプライアンスの考え方を更に浸透させていただきますよう、よろしくご指導お願い申し上げます。法的遵守ならびに倫理道德などの社会規範を学び、生かし、繋げて（今一度）地域社会と組織、団体の健全なる継続発展を祈念するものであります。

（令和元年7月受付）

【回答の要旨】

① 市では、文書の処理、施行、保管、保存及び廃棄の取扱いを定めた取手市文書管理規則によって文書管理がなされています。

これは、文書の取扱いについて必要な事項を定め、もって文書の適正な管理及び事務処理の能率的な運営を図ることを目的とするものです。

（情報管理課 令和元年8月回答）

公文書等の管理に関する法律では、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図ることを目的としており、同法の中でも「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」と定められています。

当市では、取手市文書管理規則に基づき、行政文書の作成、取得から保管・保存、廃棄、あるいは発送・施行といった、文書のライフサイクルにおける個々の過程において、ファイリングシステムを活用しながら適正な管理を心がけ、またその管理については庁内に設けられた文書管理委員会でも確認しながら進めているところです。

御提案いただきました公文書管理条例につきましては、市区町村ですと、平成29年10月1日現在で1,605団体中12団体が制定済という状況です。御提案の中にあります行政文書に対する不適切な取扱いは厳にあってはならないことはもちろんのことであり、今後につきましても、先進自治体の状況や運用の研究をしっかりと行い、また、国の法律の改正等の動向も注視しながら、御提案の事項について検討を重ねてまいります。

（総務課 令和元年8月回答）

② 取手市文書管理規則第2条第1号により「文書」の意義について、「職員が職務上作成し、又は取得したものであって、職員が組織的に用いるものとして市が管理している一切の書類（図画並びに電子的方式及び磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。以下同じ。）をいう。」ものと定義されています。

また、取手市文書管理規則については、広く公にされているところで、市ホームページ等によって閲覧が可能となっています。

（情報管理課 令和元年8月回答）

取手市文書管理規則では、文書について「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関の長が保有しているものをいう。」と規定し、取手市情報公開条例でもほぼ同様に規定されています。

また、この考え方は、国の公文書等の管理に関する法律でも同様となっています。

もう少し簡単にお伝えしますと、本市としては、市の職員が仕事上で作成したり、市民の皆様をはじめ他の方々から頂いた文書等（文書や図面、デジタルデータといった物的な種別は問いません。）で、組織的に用いるものとして保有しているものは、その全てが公文書であると解釈し、事務を執行しているところです。

本市としましては、この考え方を堅持しながら、引き続き適正な事務執行に取り組むことを通じて、市民の皆様方から信頼される市政を引き続き目指すととともに、公平な行政運営に努めてまいりたいと考えております。

（総務課 令和元年8月回答）

③ 御提案の中で御指摘いただいておりますとおり、自治体運営におけるコンプライアンス（法令遵守）の考え方は、行政が複雑多様化する中で、行政の価値観としてより重要になっているものと感じます。

本市においても、常総地方広域市町村圏での新規採用職員後期課程研修で実施されている従来の公務員倫理に関する課程に加え、市独自の新規採用職員研修の中でもカリキュラム化を図るとともに、管理職職員を対象とした講義も実施し、より幅広い階層に研修を行い、再度の意識付けを行っております。

また、各部署における身近な通常の業務においても、各所属長を中心にコンプライアンスの意識向上に努めるよう取り組んでいるところです。

さらに、現在、取手市職員倫理条例の制定に向けて庁内で検討を進めているところであり、今後は同条例を本市におけるコンプライアンスの根幹としながら、様々な方策の実施を通じ、コンプライアンス意識の更なる浸透・向上に努めてまいります。

（なお、取手市職員倫理条例は、令和元年10月1日から施行されました。）

（総務課 令和元年8月回答）